

入学試験問題



地理歴史

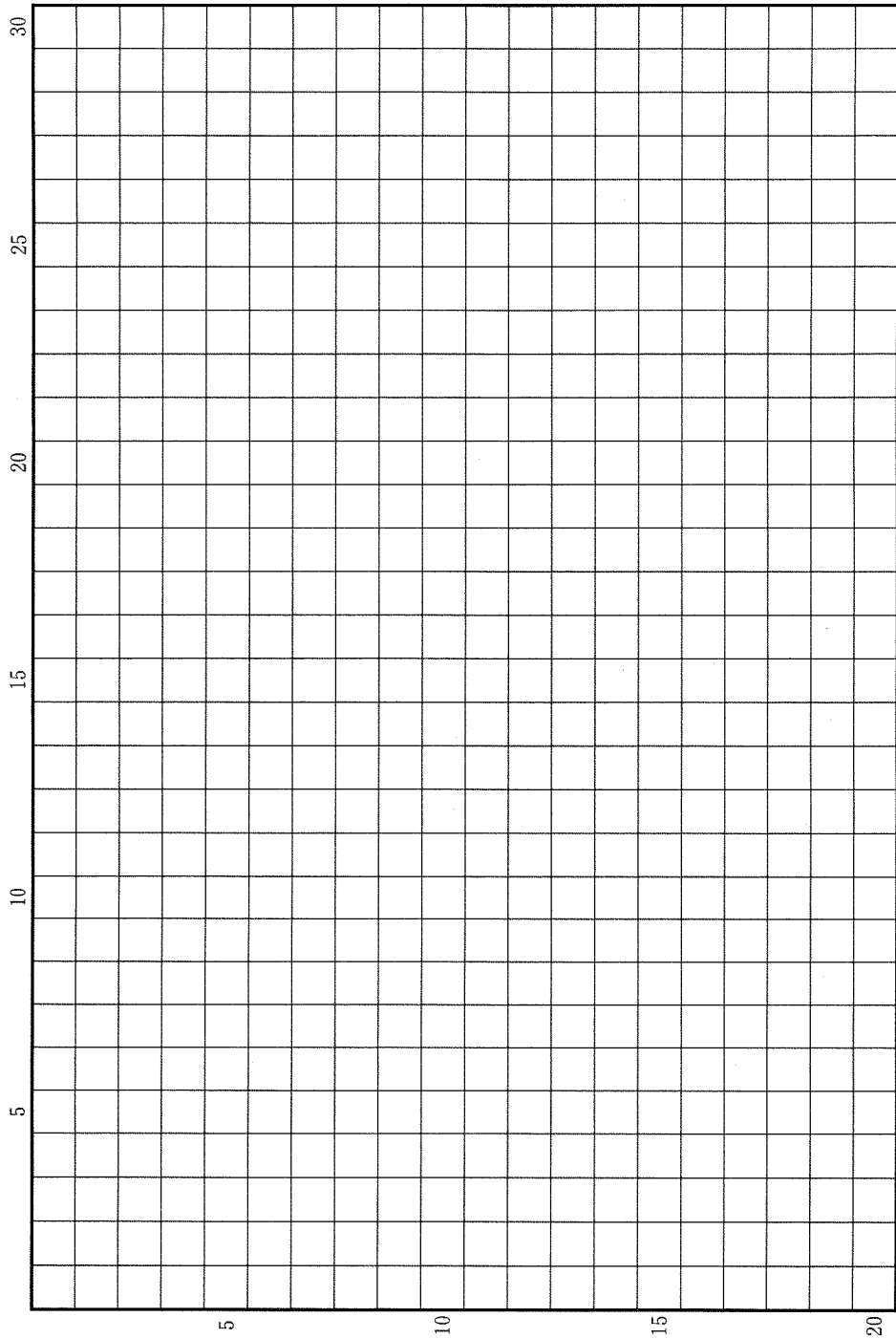
(配点 120 点)

平成 26 年 2 月 26 日 9 時 30 分—12 時

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 この問題冊子は全部で 39 ページあります(本文は日本史 4 問 4～13 ページ, 世界史 3 問 14～23 ページ, 地理 3 問 24～39 ページ)。落丁, 乱丁または印刷不鮮明の箇所があったら, 手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 3 日本史, 世界史, 地理のうちから, あらかじめ届け出た 2 科目について解答しなさい。
- 4 解答には, 必ず黒色鉛筆(または黒色シャープペンシル)を使用しなさい。
- 5 解答は, 1 科目につき 1 枚の解答用紙を使用しなさい。
- 6 解答用紙の指定欄に, 受験番号(表面 2 箇所, 裏面 1 箇所), 科類, 氏名を記入しなさい。指定欄以外にこれらを記入してはいけません。
- 7 解答は, 必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 8 解答用紙表面上方の指定された()内に, その用紙で解答する科目名を記入しなさい。
- 9 解答用紙表面の上部にある切り取り欄のうち, その用紙で解答する科目の分を 1 箇所だけ正しく切り取りなさい。
- 10 解答用紙の解答欄に, 関係のない文字, 記号, 符号などを記入してはいけません。また, 解答用紙の欄外の余白には, 何も書いてはいけません。
- 11 この問題冊子の余白は, 草稿用に使用してもよいが, どのページも切り離してはいけません。
- 12 解答用紙は, 持ち帰ってはいけません。
- 13 試験終了後, 問題冊子は持ち帰りなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



日 本 史

第 1 問

次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(イ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

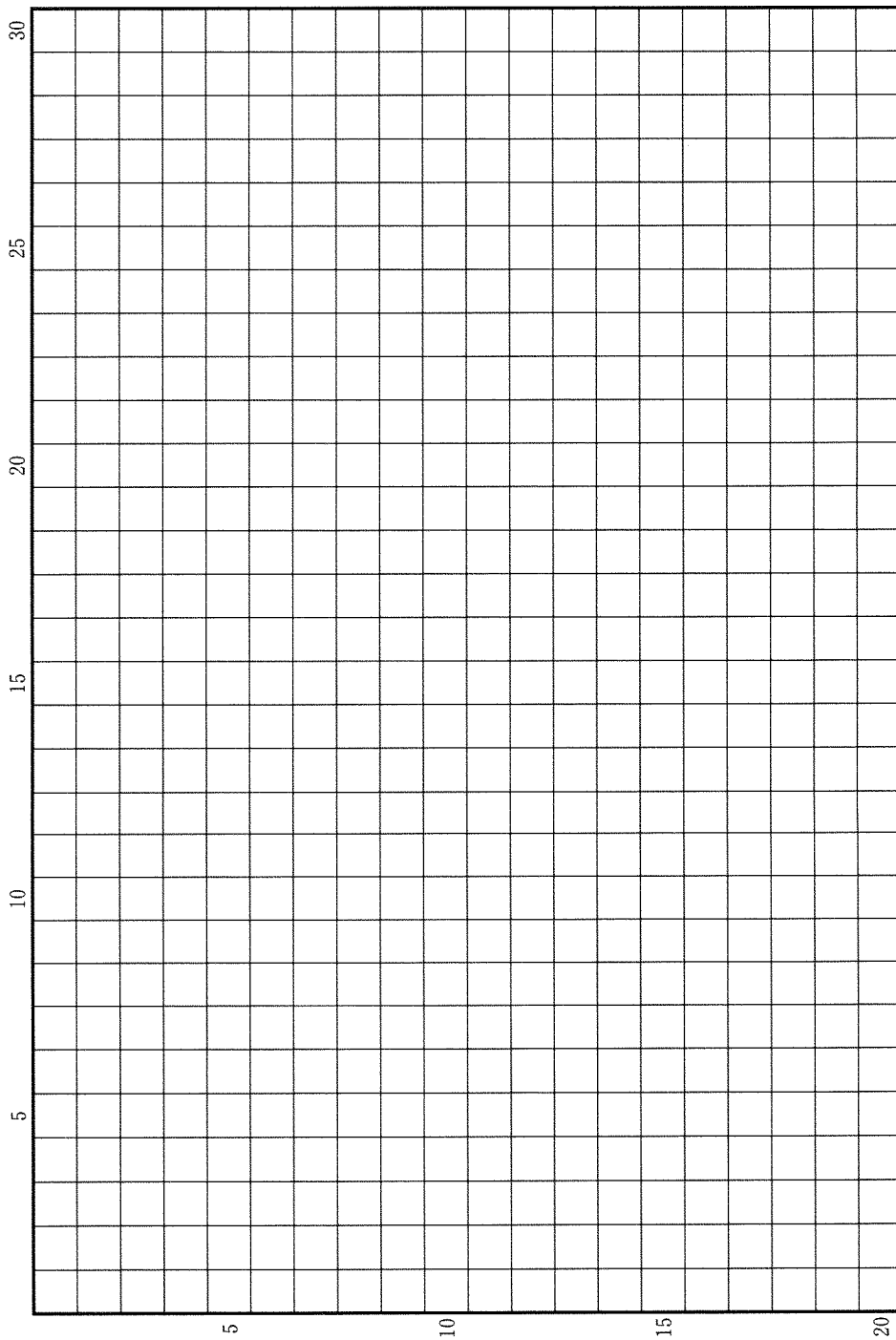
- (1) ヤマト政権では、大王が、臣姓・連姓の豪族の中から最も有力なものを大臣・大連に任命し、国政の重要事項の審議には、有力氏族の氏上も大夫(マエツキミ)として加わった。律令制の国政の運営には、こうした伝統を引き継いだ部分もあった。
- (2) 810年、嵯峨天皇は、藤原葉子の變(平城太上天皇の變)に際して太政官組織との連携を重視し、天皇の命令をすみやかに伝えるために、蔵人頭を設けた。蔵人頭や蔵人は、天皇と太政官とをつなぐ重要な役割を果たすことになった。
- (3) 太政大臣藤原基経は、884年、問題のある素行を繰り返す陽成天皇を退位させ、年長で温和な人柄の光孝天皇を擁立した。基経の処置は、多くの貴族層の支持を得ていたと考えられる。
- (4) 10世紀後半以降の摂関期には、摂政・関白が大きな権限を持っていたが、位階の授与や任官の儀式は、天皇・摂関のもとで公卿も参加して行われた。また、任地に赴いた受領は、任期終了後に受領功過^{こうかさだめ}定という公卿会議による審査を受けた。

設 問

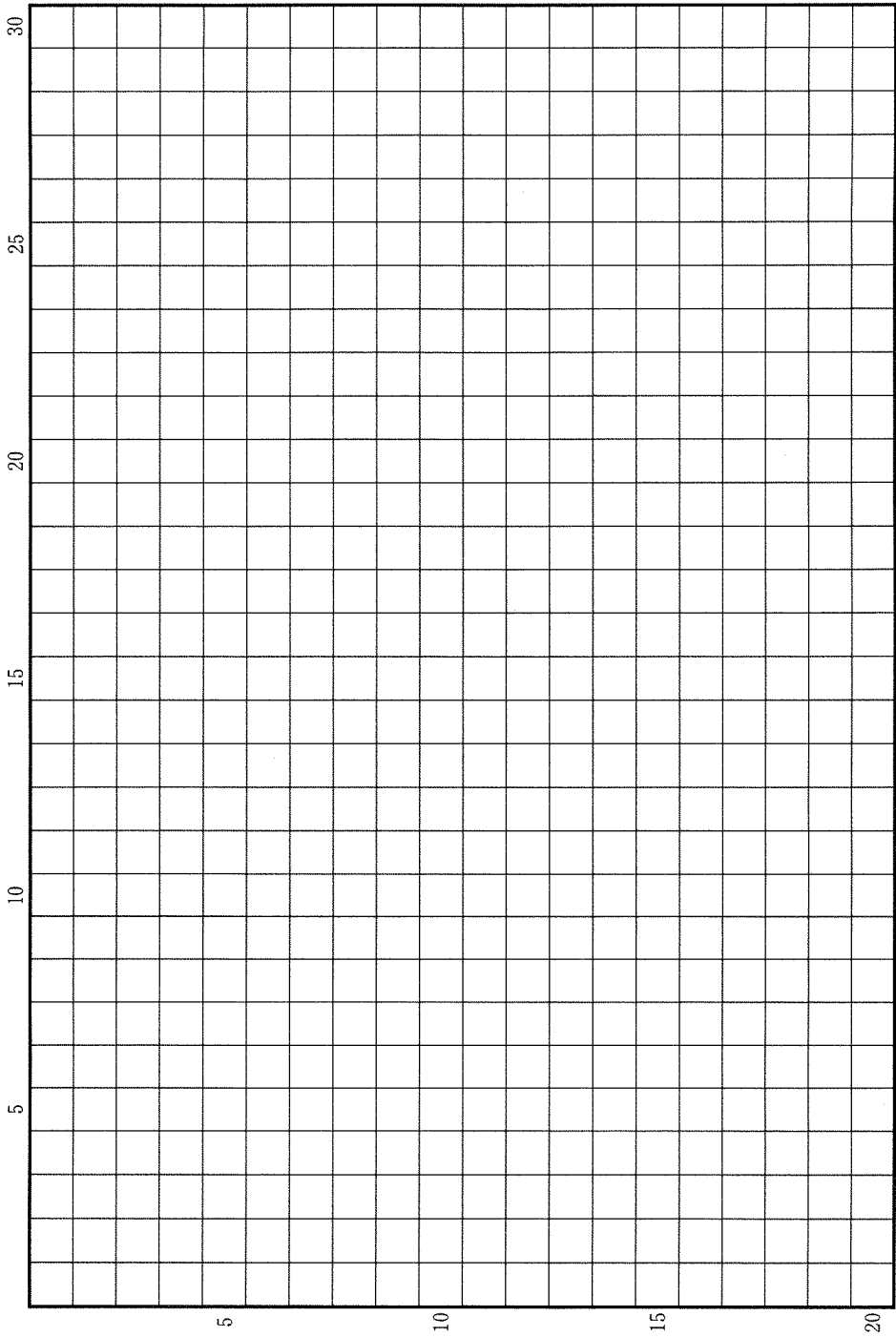
A 律令制では、国政はどのように審議されたのか。その構成員に注目して、2行以内で述べなさい。

B (4)の時期に、国政の審議はどのように行われていたか。太政官や公卿の関与のあり方に注目して、4行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



第 2 問

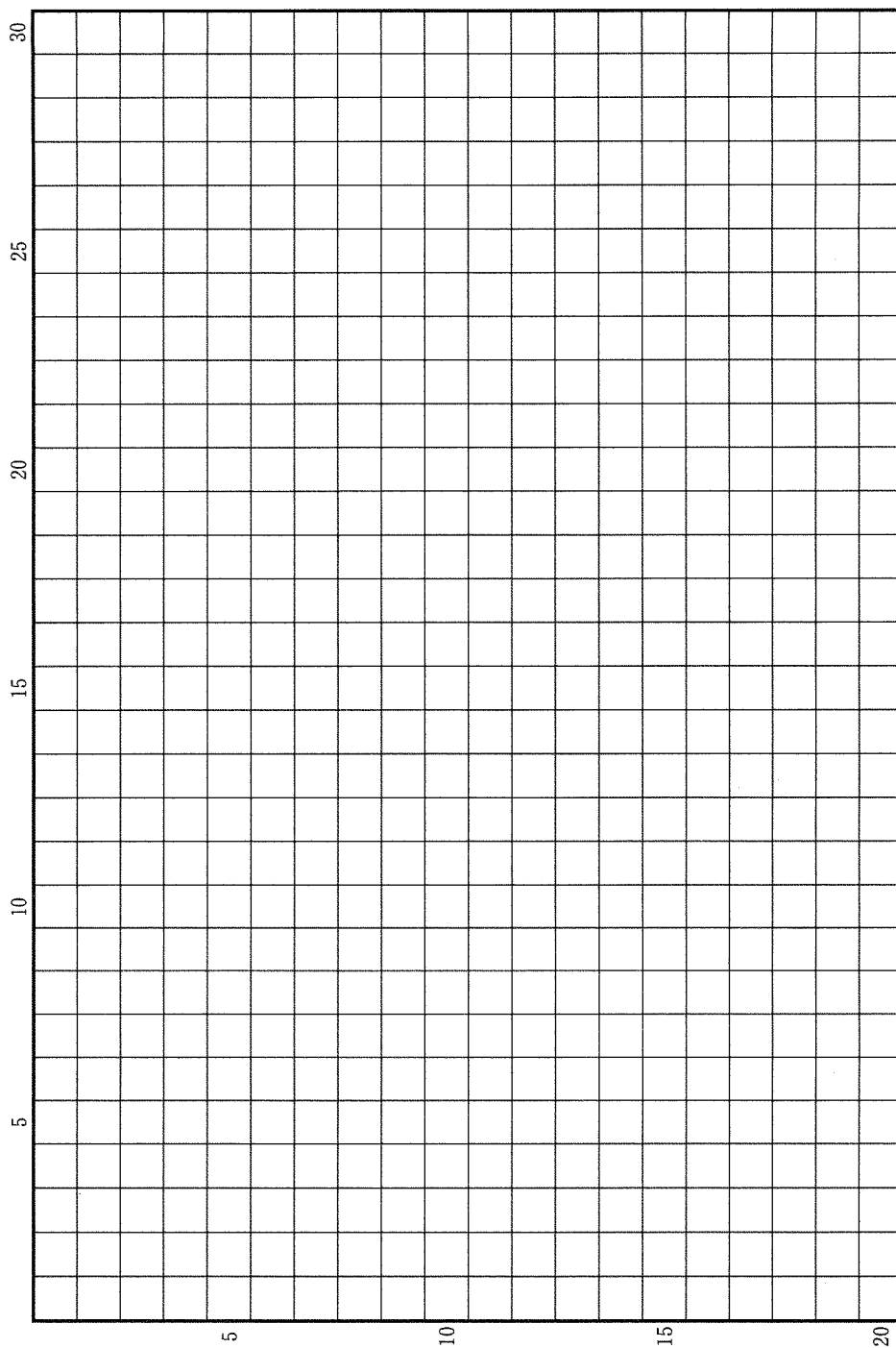
次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。解答は、解答用紙(口)の欄に記入しなさい。

- (1) 応仁の乱以前、遠国を除き、守護は原則として在京し、複数国の守護を兼ねる家では、守護代も在京することが多かった。乱以後には、ほぼ恒常的に在京した守護は細川氏だけであった。
- (2) 1463年に没したある武士は、京都に居住し、五山の禅僧や中下級の公家と日常的に交流するとともに、立花の名手池坊専慶に庇護を加えていた。
- (3) 応仁の乱以前に京都で活躍し、七賢と称された連歌の名手には、山名氏の家臣など3人の武士が含まれていた。
- (4) 応仁の乱以後、宗祇は、朝倉氏の越前一乗谷、上杉氏の越後府中、大内氏の周防山口などを訪れ、連歌の指導や古典の講義を行った。

設 問

応仁の乱は、中央の文化が地方に伝播する契機になったが、そのなかで武士の果たした役割はどのようなものであったか。乱の前後における武士と都市との関わりの変化に留意しながら、5行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



第 3 問

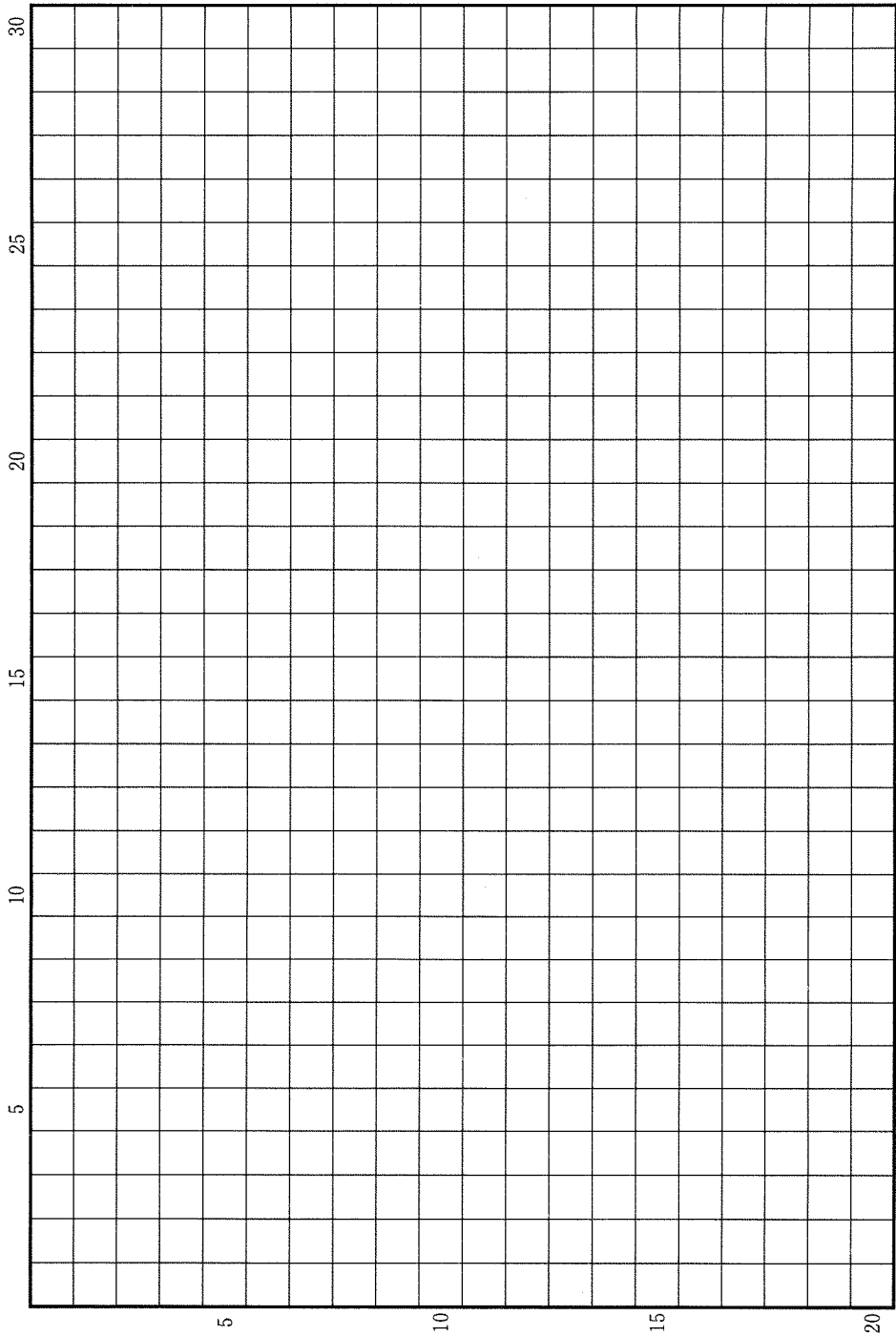
次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 1864年、禁門の変で敗れた長州藩を朝敵として追討することが決まると、幕府は征討軍の編成に着手し、従軍する諸大名・旗本に対して、定め通りの村高に依じた数の人馬や兵器を用意することを命じた。
- (2) 幕府や諸藩は、武器・弾薬や兵糧などを運搬するため、領内の村々に、村高に依じた数の人夫を出すことを命じた。こうした人夫の徴発は村々の負担となった。
- (3) 幕府や諸藩は、長州征討に派遣する軍勢のため、大量の兵糧米を集めた。さらに、商人による米の買い占めなどもあって、米価が高騰した。
- (4) 長州藩は、いったん屈伏したが、藩論を転換して再び幕府に抵抗した。このため幕府は、1865年、長州藩を再度征討することを決定した。しかし、長州藩と結んだ薩摩藩が幕府の命令に従わなかっただけでなく、他の藩の多くも出兵には消極的となっていた。

設 問

- A 長州征討に際し、どのような人々が、どのように動員されたのか。2行以内で述べなさい。
- B 再度の長州征討に際し、多くの藩が出兵に消極的となった理由としてどのようなことが考えられるか。諸藩と民衆の關係に注目して、3行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



第 4 問

次の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

1889年2月、大日本帝国憲法が發布された。これを受けて、民権派の植木枝盛らが執筆した『土陽新聞』の論説は、憲法の章立てを紹介し、「ああ憲法よ、^{なんじ}汝すでに生れたり。^{われ}吾これを祝す。すでに汝の生れたるを祝すれば、^{したが}随ってまた、汝の成長するを祈らざるべからず」と述べた。さらに、7月の同紙の論説は、新聞紙条例、出版条例、集会条例を改正し、保安条例を廃止するべきであると主張した。

設 問

- A 大日本帝国憲法は、その内容に関して公開の場で議論することのない欽定憲法という形式で制定された。それにもかかわらず民権派が憲法の發布を祝ったのはなぜか。3行以内で説明しなさい。
- B 7月の論説のような主張は、どのような根拠にもとづいてなされたと考えられるか。2行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)

